

安城市民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時における高齢者等の避難弱者に対し、耐震性の高いスペースを確保するため、市内の民間木造住宅に耐震シェルター等を整備する場合に予算の範囲内において交付する安城市民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 木造住宅耐震診断 次のいずれかの耐震診断をいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱（平成14年7月1日施行）第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に基づいて安城市が実施する専門家耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する耐震診断

(2) 耐震シェルター等 地震発生時に住宅倒壊から人命を守ることを目的として、住宅内に整備する耐震シェルター及び防災ベッドのうち、公的機関等により一定の評価を受けたもので、市長が認めるものをいう。

(3) 工事 次条に規定する補助対象建築物内に耐震シェルター等を整備する工事をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内にあるもののうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 安城市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年4月1日施行。以下「改修費補助金交付要綱」という。）第2条第1号に規定する民間木造住宅であること。

(2) 木造住宅耐震診断において、前条第1号アの専門家耐震診断の判定値が1.0未満又は同号イの耐震診断の評点が80点未満であること。

(3) 過去に補助金の交付を受けて、工事をした住宅でないこと。

(4) 過去に改修費補助金交付要綱に基づく助成その他これに類する助成を受け、

耐震改修工事等をした住宅でないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次に掲げるいずれかの者が居住する補助対象建築物に自己の負担により工事を行う者（当該補助対象建築物の所有者以外の者については、当該所有者の同意を得た者に限る。）であること。

ア 補助金の交付の決定を受けようとする日の属する年度の末日において65歳以上である者

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 療育手帳（知的障害者の福祉の増進を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対し愛知県知事から交付される手帳で、障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）の交付を受けた者

(2) 交付の決定の通知があった日の属する年度の2月末日までに工事を完了する者であること。

(3) 市税の滞納がないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第774号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事に着手する前に、安城市民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 案内図

(2) 木造住宅耐震診断の結果報告書等の写し

- (3) 現況平面図
- (4) 工事の見積書
- (5) 耐震シェルター等の概要が記載されている図書
- (6) 第4条第1号アからエまでに該当する者が居住することを証明する書類
- (7) 市税の滞納がないことを証明する書類
- (8) 工事を行う住宅の建築年の分かる書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、安城市民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知する。

(計画の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、工事の内容を変更し、補助金の額に変更が生じる場合は、安城市民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金変更交付申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の工事の見積書
- (2) 変更後の耐震シェルター等の概要が記載されている図書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適當と認めたときは、安城市民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金変更交付決定通知書（様式第4）により申請者に通知する。

(工事の取りやめ)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（前条第2項の規定により変更交付決定を受けた者を含む。以下同じ。）は、工事を取りやめるときは、安城市民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金工事取りやめ届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、工事が完了したときは、速やかに安城市民間木造住宅耐震シェルター等整備費補助金実績報告書（様式第6）に工事の請負業者による工事が完了したことの証明及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の契約書の写し

- (2) 工事の領収書の写し
- (3) 工事着手前、工事施工中及び工事完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第4条第2号に定める期日までに工事が完了しないとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| | |
|--------|--|
| 補助対象経費 | 工事に要する費用のうち、耐震シェルター等の購入、運搬及び整備並びに床の補強工事に要する費用 |
| 補助金の額 | 補助対象経費の額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）。ただし、耐震シェルターにあっては30万円、防災ベッドにあっては15万円を限度とする。 |